

# 第30回宮城県観光土産品認定審査会実施要領

- 1.目的 県産観光土産品の表示等の適正化を促進し、消費者の信頼に應えるとともに、本県土産品業界の健全な発展に資することを目的とする。
- 2.主催 宮城県観光土産品公正取引協議会
- 3.事務局 仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所内  
宮城県観光土産品公正取引協議会
- 4.審査日時 平成30年3月8日（木） 10:00～14:30
- 5.審査対象 食品観光土産品  
(菓子類、漬物類、味噌醤油類、水産加工品等)
- 6.審査申込 別紙申込書に必要事項を記入し、原材料名等が記載された一括表示のコピーを添付して、2月16日（金）必着で郵送にて上記事務局にお申込み下さい。
- 7.審査料 無 料
- 8.商品搬入 平成30年3月6日（火）～3月7日（水）  
2日間 両日 9:00～15:00  
申請商品は最終消費者が購入する状態で搬入下さい。  
遠隔地からの搬入は宅配便等でも構いません。  
(搬入日時を厳守して下さい。)
- 9.搬入場所 仙台商工会議所 地域づくり推進グループ（2階）  
(仙台市青葉区本町2-16-12)
- 10.商品返品 出品商品は審査の関係上、返品致しません。

- 11.審査 「観光土産品の表示に関する公正競争規約」にもとづき、表示等について審査を行います。  
審査結果については、A合格、B条件付合格、C保留(不合格)の3段階とし後日出品者に通知致します。
- 12.審査員 学識経験者、消費者代表、事業者代表、関係行政機関等から委任致します。
- 13.認定 本審査会に合格した土産品には認定証が贈られる他、当協議会並びに全国観光土産品公正取引協議会認定証シールを貼付し、販売することが出来ます。  
(認定証シールは1枚1円、5,000枚単位で頒布いたします。)
- 14.その他 お問い合わせは下記までご連絡下さい。  
宮城県観光土産品公正取引協議会（仙台商工会議所内）  
住所 宮城県仙台市青葉区本町2-16-12  
TEL 022-265-8184  
FAX 022-217-1551